

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(10) 国際公開番号

WO 2010/050406 A1

(43) 国際公開日

2010年5月6日(06.05.2010)

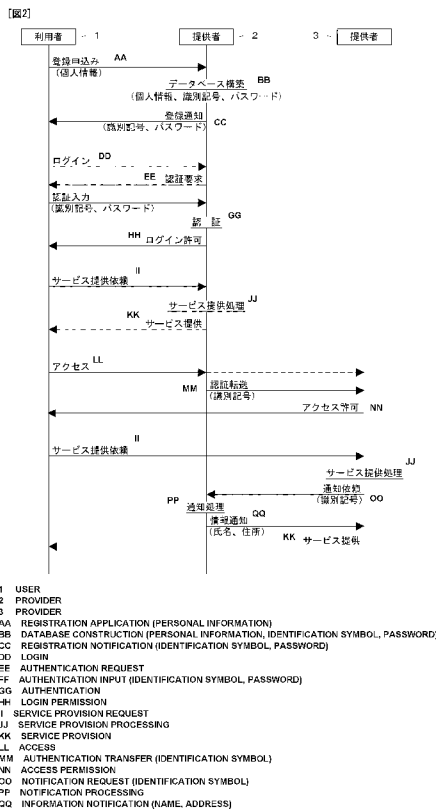
PCT

- (51) 国際特許分類:
G06F 21/20 (2006.01) G06Q 30/00 (2006.01)
G06F 21/24 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2009/068234
- (22) 国際出願日: 2009年10月23日(23.10.2009)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2008-278110 2008年10月29日(29.10.2008) JP
- (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): 高光産業株式会社 (Takamitsu Sangyou Co., Ltd.) [JP/JP]; 〒8120008 福岡県福岡市博多区東光2丁目8番32号 Fukuoka (JP).
- (72) 発明者; および
- (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 妹尾 八郎 (SENO Hachirou) [JP/JP]; 〒8120008 福岡県福岡市博多区東光2丁目8番32号 Fukuoka (JP).
- (74) 代理人: 内野 美洋 (UCHINO Yoshihiro); 〒8410051 佐賀県鳥栖市元町1246-6 保険第一ビル4階 Saga (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL,

[続葉有]

(54) Title: SERVICE PROVIDING SYSTEM

(54) 発明の名称: サービス提供システム



(57) Abstract: A first provider constructs a database including the identification symbol and personal information of users. A user logs in to the first provider by use of the identification symbol of the user and, while the user logs in to the first provider, accesses to a second provider. When the user accesses to the second provider, the first provider notifies the second provider of the identification symbol of the user. When the second provider receives the notification of the identification symbol of the user from the first provider, the second provider allows the user to access to the second provider regardless of whether the user is registered in the second provider. Further, when the personal information of the user is required for providing a service, the second provider receives the notification of the personal information of the user that the first provider has obtained from the database and provides the service by use of the personal information of the user notified of from the first provider.

(57) 要約: 本発明では、第1の提供者が利用者の識別記号及び個人情報からなるデータベースを構築し、利用者が第1の提供者に利用者の識別記号を用いてログインし、利用者が第1の提供者にログイン中に第2の提供者にアクセスし、利用者が第2の提供者にアクセスした場合に、第1の提供者から第2の提供者に利用者の識別記号を通知し、第2の提供者が第1の提供者から利用者の識別記号の通知を受けた場合に、利用者が第2の提供者に登録しているか否かを問わず、利用者に対してアクセスを許可するとともに、サービスの提供にあたり利用者の個人情報を必要とする場合には、第1の提供者がデータベースから取得した利用者の個人情報の通知を受け、第1の提供者から通知を受けた利用者の個人情報を用いてサービスの提供を行うことにした。

WO 2010/050406 A1

NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, 添付公開書類:
CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, — 國際調查報告 (條約第 21 條(3))
TD, TG).

明 細 書

発明の名称： サービス提供システム

技術分野

[0001] 本発明は、電子通信回線網を利用してサービスの提供を行うためのシステムに関するものであり、利用者の端末と、利用者にサービスの提供を行う第1及び第2の提供者の端末とを電子通信回線網で接続し、利用者からの要求に応じて第1又は第2の提供者がサービスの提供を行うサービス提供システムに関するものである。

背景技術

[0002] 近年、インターネットに代表される電子通信回線網の普及に伴って、電子通信回線網に接続された端末を用いてサービスの提供を行うサービス提供システムが広く利用されるようになってきている。

[0003] このサービス提供システムでは、利用者がサービスの提供を行う提供者のサイトにおいて事前に登録を行うことによって、提供者が利用者に対して利用者固有の識別記号やパスワードを付与し、その後、利用者が自己の識別記号やパスワードを用いて提供者のサイトにログインし、これにより、提供者から利用者の認証を得て利用者が提供者のサイトでサービスの提供を受けることができるようにしていた（たとえば、特許文献1参照。）。

[0004] そして、従来のサービス提供システムにあつては、利用者が複数の提供者のサイトからサービスの提供を受ける場合には、各提供者のサイトにおいて上記登録の手続きやログイン時の認証の手続きを行う必要があつた。

先行技術文献

特許文献

[0005] 特許文献1：特開2005-202806号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0006] ところが、上記従来のサービス提供システムでは、利用者が複数の提供者

のサイトからサービスの提供を受ける場合に、各提供者のサイトにおいて上記登録の手続きやログイン時の認証の手続きを行う必要があったために、手続きが煩雑なものとなって利便性に欠けているばかりでなく、利用者が各提供者毎の識別記号やパスワードなどを記憶しておかなければサービスの提供を受けることができないものであった。

[0007] また、上記従来のサービス提供システムでは、サービスの提供を望む複数の提供者に対して登録時に利用者の氏名や住所やクレジットカード番号などの個人情報を通知しなければならず、個人情報の漏洩のおそれがあり、利用者が電子通信回線網を用いたサービス提供システムの利用を躊躇する一因となっていた。

課題を解決するための手段

[0008] そこで、請求項 1 に係る本発明では、利用者の端末と、利用者にサービスの提供を行う第 1 及び第 2 の提供者の端末とを電子通信回線網で接続し、利用者からの要求に応じて第 1 又は第 2 の提供者がサービスの提供を行うサービス提供システムにおいて、第 1 の提供者の端末が利用者の識別記号及び個人情報からなるデータベースを構築し、利用者の端末が第 1 の提供者の端末に利用者の識別記号を用いてログインし、利用者の端末が第 1 の提供者の端末にログイン中に第 2 の提供者の端末にアクセスし、利用者の端末が第 2 の提供者の端末にアクセスした場合に、第 1 の提供者の端末から第 2 の提供者の端末に利用者の識別記号を通知し、第 2 の提供者の端末が第 1 の提供者の端末から利用者の識別記号の通知を受けた場合に、利用者が第 2 の提供者に登録しているか否かを問わず、利用者の端末に対してアクセスを許可するとともに、サービスの提供にあたり利用者の個人情報を必要とする場合には、第 1 の提供者の端末がデータベースから取得した利用者の個人情報の通知を受け、第 1 の提供者の端末から通知を受けた利用者の個人情報を用いてサービスの提供を行うことにした。

[0009] また、請求項 2 に係る本発明では、前記請求項 1 に係る本発明において、第 1 の提供者の端末は、第 2 の提供者の端末からの要求に応じて利用者の個

人情報を通知することにした。

[0010] また、請求項 3 に係る本発明では、前記請求項 1 又は請求項 2 に係る本発明において、第 1 の提供者の端末は、データベースから利用者の個人情報を入手してサービスの提供を行った後に、第 2 の提供者の端末に利用者の個人情報を通知することにした。

発明の効果

[0011] そして、本発明では、以下に記載する効果を奏する。

[0012] すなわち、本発明では、利用者が第 1 の提供者のサイトに対して登録手続きとログイン手続きを行えば第 2 の提供者のサイトにおいて登録手続きやログイン手続きを行わなくても第 2 の提供者からサービスの提供を受けることができる。

[0013] そのため、本発明では、利用者の登録やログインなどの手続きが容易なものとなって電子通信回線網を用いたサービス提供システムの利便性を向上させることができる。

[0014] また、本発明では、利用者が複数の提供者の識別記号やパスワードなどを記憶する必要がなく、容易にサービスの提供を受けることができる。

[0015] さらに、本発明では、第 1 の提供者に対してだけ利用者の個人情報を通知すればよく、個人情報の漏洩の危険性を低減させることができる。

[0016] 特に、第 2 の提供者からの要求に応じて第 1 の提供者から第 2 の提供者に利用者の個人情報を通知するようにした場合や、第 1 の提供者がデータベースから利用者の個人情報を入手してサービスの提供を行った後に第 1 の提供者から第 2 の提供者に利用者の個人情報を通知するようにした場合には、より一層個人情報の漏洩の危険性を低減させることができる。

図面の簡単な説明

[0017] [図1]本発明に係るサービス提供システムのハードウェア構成を示す説明図。

[図2]本発明に係るサービス提供システムのソフトウェア構成を示す説明図。

[図3]データベースを示す説明図。

発明を実施するための形態

- [0018] 以下に、本発明に係るサービス提供システムの具体的な内容について図面を参照しながら説明する。
- [0019] 本サービス提供システムにおいては、図1に示すように、利用者の端末1と、利用者に対してサービスの提供を行う第1及び第2の提供者の端末2,3とが電子通信回線網4によって接続されており、利用者は、電子通信回線網4を利用して端末1から提供者の端末2,3にアクセスすることによって提供者から各種のサービスの提供を受けることができるようになっている。なお、端末1～3は、コンピュータ、携帯端末、携帯電話機などの電子データの通信機能を有する各種機器を用いることができる。
- [0020] そして、本サービス提供システムでは、図2に示すように、まず、利用者が第1の提供者に対して登録の申込みを行う（登録申込みステップ）。
- [0021] 具体的には、利用者の端末1から第1の提供者の端末2に利用者の氏名、住所、クレジットカード番号などを含む個人情報のデータを送信する。なお、個人情報のデータには、利用者の年齢、性別、メールアドレス、金融機関口座番号など各種の情報を含めることもできる。
- [0022] 登録の申込みを受けた第1の提供者は、利用者の個人情報を含むデータベースを構築する（データベース構築ステップ）。
- [0023] 具体的には、第1の提供者の端末2が利用者の端末1から受信した個人情報のデータに利用者特有の識別記号やパスワードなどを付加したデータ5を作成し、そのデータ5を記憶媒体に格納（蓄積）していきデータベース6を形成する（図3参照。）。
- [0024] その後、第1の提供者は、利用者に登録が完了した旨の通知を行う（登録通知ステップ）。
- [0025] 具体的には、第1の提供者の端末2から利用者の端末1に利用者の識別記号やパスワードを記載した登録完了のメールを送信する。
- [0026] 以上のステップを経ることにより、利用者は、本サービス提供システムを利用して第1及び第2の提供者のサイトを利用することができるようになる。

- [0027] そして、利用者が第 1 又は第 2 の提供者からのサービスの提供を望む場合には、利用者が第 1 の提供者に対してログインの要求を行う（ログイン要求ステップ）。
- [0028] 具体的には、利用者の端末 1 から第 1 の提供者の端末 2 に対して第 1 の提供者が運営するサイトにアクセスする。
- [0029] ログイン要求を受けた第 1 の提供者は、利用者に対して認証の要求を行う（認証要求ステップ）。
- [0030] 具体的には、第 1 の提供者の端末 2 から利用者の端末 1 に対して利用者の識別記号及びパスワードの送信を要求をする。
- [0031] 認証の要求を受けた利用者は、第 1 の提供者に対して認証を受けるための識別記号及びパスワードを入力する（認証入力ステップ）。
- [0032] 具体的には、利用者の端末 1 から第 1 の提供者の端末 2 に利用者の識別記号及びパスワードを送信する。
- [0033] 認証の入力を受けた第 1 の提供者は、入力された識別記号及びパスワードを用いて利用者の認証を行う（認証ステップ）。
- [0034] 具体的には、第 1 の提供者の端末 2 が利用者の端末 1 から受信した識別記号及びパスワードとデータベース構築ステップで構築したデータベース 6 のデータ 5 とを照合して、利用者がデータベース 6 に予め登録された正規の利用者か否かを判断する。
- [0035] そして、正規の利用者であると判断した場合には、第 1 の提供者が利用者に対してログインの許可を行う（ログイン許可ステップ）。
- [0036] 具体的には、第 1 の提供者の端末 2 から利用者の端末 1 に対してログインを許可する旨やトップページの表示画面データなどを送信する。
- [0037] 以上のステップを経ることにより、利用者は、本サービス提供システムを利用して第 1 の提供者のサイトにおいて各種のサービスの提供を受けることができるようになる。
- [0038] そして、利用者が第 1 の提供者のサイトにおいて第 1 の提供者からのサービスの提供を受けることを望む場合には、第 1 の提供者に対してサービスの

提供を依頼する（サービス提供依頼ステップ）。

- [0039] 具体的には、利用者の端末 1 から第 1 の提供者の端末 2 に対して提供を受けたいサービスを選択して送信する。
- [0040] 利用者からサービスの提供の依頼を受けた第 1 の提供者は、提供するサービスの内容に応じて各種の処理を行う（サービス提供処理ステップ）。
- [0041] 具体的には、第 1 の提供者の端末 2 が必要に応じてデータベース 6 のデータ 5 から利用者の個人情報を入手して必要な処理（たとえば、チケットの予約や発行などの処理）を行う。
- [0042] その後、第 1 の提供者は、利用者に対してサービスの提供を行う（サービス提供ステップ）。
- [0043] 具体的には、第 1 の提供者の端末 2 から利用者の端末 1 に対して処理ステップでの処理結果を通知する。
- [0044] 次に、利用者が第 2 の提供者のサイトにおいて第 2 の提供者からのサービスの提供を受けることを望む場合には、第 1 の提供者のサイトにログインした状態のまま第 1 の提供者のサイトを經由して第 2 の提供者のサイトにアクセスする（アクセスステップ）。
- [0045] 具体的には、利用者の端末 1 から第 1 の提供者の端末 2 に対して第 1 の提供者が運営するホームページにリンクが張られた第 2 の提供者のサービスを選択して送信し、利用者の端末 1 が第 2 の提供者の端末 3 にアクセスした状態とする。
- [0046] このときに、第 1 の提供者は、第 2 の提供者に対して利用者が既に第 1 の提供者の認証を受けていることを通知する（認証転送ステップ）。
- [0047] 具体的には、第 1 の提供者の端末 2 が第 2 の提供者の端末 3 に利用者の識別記号を送信する。
- [0048] 第 1 の提供者から利用者の認証を転送された第 2 の提供者は、利用者が第 2 の提供者のサイトにおいて登録しているか否かを問わず、利用者に対してアクセスを許可する。
- [0049] 具体的には、第 2 の提供者の端末 3 から利用者の端末 1 に対してアクセス

を許可する旨やトップページの表示画面データなどを送信する。

- [0050] 以上のステップを経ることにより、利用者は、本サービス提供システムを利用して第2の提供者のサイトにおいて各種のサービスの提供を受けることができるようになる。
- [0051] そして、利用者が第2の提供者のサイトにおいて第2の提供者からのサービスの提供を受けることを望む場合には、第2の提供者に対してサービスの提供を依頼する（サービス提供依頼ステップ）。
- [0052] 具体的には、利用者の端末1から第2の提供者の端末3に対して提供を受けたいサービスを選択して送信する。
- [0053] 利用者からサービスの提供の依頼を受けた第2の提供者は、提供するサービスの内容に応じて各種の処理を行う（サービス提供処理ステップ）。
- [0054] 具体的には、第2の提供者の端末3が必要な処理（たとえば、チケットの予約や発行などの処理）を行う。
- [0055] その際に、第2の提供者が利用者の個人情報を必要とする場合には、第2の提供者が第1の提供者に利用者の個人情報を通知するよう依頼することができる（通知依頼ステップ）。
- [0056] 具体的には、第2の提供者の端末3から第1の提供者の端末2に利用者の識別記号や必要となる個人情報の種類（氏名や住所など）を送信して依頼する。
- [0057] 通知依頼を受けた第1の提供者は、通知に必要な個人情報を取得するための処理を行う（通知処理ステップ）。
- [0058] 具体的には、第1の提供者の端末2が第2の提供者の端末3から受信した識別記号とデータベース構築ステップで構築したデータベース6のデータ5とを照合して、第2の提供者の端末3から受信した通知する個人情報の種類に該当する利用者の個人情報をデータベース6のデータ5から取得する。このときに、第1の提供者の端末2は、第1の提供者の端末2がデータベースから利用者の個人情報を入手して第1の提供者が利用者に対して実際にサービスの提供を行った後でなければ、第2の提供者の端末に利用者の個人情報

を通知しないようにしている。

- [0059] その後、第1の提供者は、第2の提供者に対して要求のあった利用者の個人情報を知照する（情報通知ステップ）。
- [0060] 具体的には、第1の提供者の端末2から第2の提供者の端末3に通知処理ステップで取得した個人情報を識別記号とともに送信する。
- [0061] その後、第2の提供者は、利用者に対してサービスの提供を行う（サービス提供ステップ）。
- [0062] 具体的には、第2の提供者の端末3から利用者の端末1に対して処理ステップでの処理結果を知照する。そのときに、第2の提供者の端末3は、必要に応じて第1の提供者の端末2から入手した利用者の個人情報を用いて必要な処理（たとえば、チケットの予約や発行などの処理）を行う。
- [0063] 以上に説明したように、上記サービス提供システムでは、利用者の端末1と、利用者にサービスの提供を行う第1及び第2の提供者の端末2,3とを電子通信回線網4で接続し、利用者からの要求に応じて第1又は第2の提供者がサービスの提供を行うサービス提供システムにおいて、第1の提供者の端末2が利用者の識別記号及び個人情報からなるデータベース6を構築し、利用者の端末1が第1の提供者の端末2に利用者の識別記号を用いてログインし、利用者の端末1が第1の提供者の端末2にログイン中に第2の提供者の端末3にアクセスし、利用者の端末1が第2の提供者の端末3にアクセスした場合に、第1の提供者の端末2から第2の提供者3の端末に利用者の識別記号を知照し、第2の提供者の端末3が第1の提供者の端末2から利用者の識別記号の通知を受けた場合に、利用者が第2の提供者に登録しているか否かを問わず、利用者の端末1に対してアクセスを許可するとともに、サービスの提供にあたり利用者の個人情報を必要とする場合には、第1の提供者の端末2がデータベース6から取得した利用者の個人情報の通知を受け、第1の提供者の端末2から通知を受けた利用者の個人情報を用いてサービスの提供を行うことにしている。
- [0064] そのため、上記サービス提供システムでは、利用者が第1の提供者のサイ

トに対して登録手続きとログイン手続きを行えば第2の提供者のサイトにおいて登録手続きやログイン手続きを行わなくても第2の提供者からサービスの提供を受けることができる。

[0065] これにより、上記サービス提供システムでは、利用者の登録やログインなどの手続きが容易なものとなって電子通信回線網4を用いたサービス提供システムの利便性を向上させることができるとともに、利用者が複数の提供者の識別記号やパスワードなどを記憶する必要がなくなり、容易にサービスの提供を受けることができ、しかも、第1の提供者に対してだけ利用者の個人情報を知ればよいので、個人情報の漏洩の危険性を低減させることができる。

[0066] このように、上記サービス提供システムでは、利用者が第1の提供者にログイン中に第2の提供者にアクセスした場合に、第1の提供者から第2の提供者に利用者の識別記号が通知されるといったシングルサインオンの機能を有している。

[0067] しかも、上記サービス提供システムでは、上記シングルサインオンの機能に加えて、第2の提供者が利用者の個人情報を必要とする場合に、第2の提供者は、利用者が第2の提供者に登録しているか否かを問わず、第1の提供者から利用者の個人情報の通知を受けようとしている。

[0068] そのため、上記サービス提供システムでは、利用者が第1の提供者に個人情報を登録しておけば、第2の提供者に個人情報を登録しておく必要がなくなる。しかも、利用者が第1の提供者だけでなく第2の提供者にも登録していた場合には、利用者の事情により住所や銀行口座などに変更が生じても、第1の提供者に登録しておいた個人情報が優先して使用されるため、第2の提供者に登録した個人情報を変更しなくてもよく、しかも、異なる銀行口座等の情報を適宜使い分けることもでき、サービス提供システムの使い勝手を向上させることができる。たとえば、利用者が第1の提供者にA銀行の口座を登録し、第2の提供者にはB銀行の口座を登録した場合、第1の提供者を経由して第2の提供者のサービスを利用した場合には、第1の提供者に登録

したA銀行の口座から支払うことができ、一方、直接第2の提供者のサービスを利用した場合には、第2の提供者に登録したB銀行の口座から支払うことができ、支払銀行口座を振り分けることができる。

[0069] また、上記サービス提供システムでは、第2の提供者からの要求に応じて第1の提供者から第2の提供者に利用者の個人情報を通知するようにしているために、より一層個人情報の漏洩の危険性を低減させることができる。

[0070] また、上記サービス提供システムでは、第1の提供者がデータベースから利用者の個人情報を入手してサービスの提供を行った後に第2の提供者に利用者の個人情報を通知するようにしているために、より一層個人情報の漏洩の危険性を低減させることができる。

符号の説明

- [0071]
- 1 利用者の端末
 - 2 第1の提供者の端末
 - 3 第2の提供者の端末
 - 4 電子通信回線網
 - 5 データ
 - 6 データベース

請求の範囲

[請求項1]

利用者の端末と、利用者にサービスの提供を行う第1及び第2の提供者の端末とを電子通信回線網で接続し、利用者からの要求に応じて第1又は第2の提供者がサービスの提供を行うサービス提供システムにおいて、

第1の提供者の端末が利用者の識別記号及び個人情報からなるデータベースを構築し、

利用者の端末が第1の提供者の端末に利用者の識別記号を用いてログインし、

利用者の端末が第1の提供者の端末にログイン中に第2の提供者の端末にアクセスし、

利用者の端末が第2の提供者の端末にアクセスした場合に、第1の提供者の端末から第2の提供者の端末に利用者の識別記号を通知し、

第2の提供者の端末が第1の提供者の端末から利用者の識別記号の通知を受けた場合に、利用者が第2の提供者に登録しているか否かを問わず、利用者の端末に対してアクセスを許可するとともに、サービスの提供にあたり利用者の個人情報を必要とする場合には、第1の提供者の端末がデータベースから取得した利用者の個人情報の通知を受け、第1の提供者の端末から通知を受けた利用者の個人情報を用いてサービスの提供を行うことを特徴とするサービス提供システム。

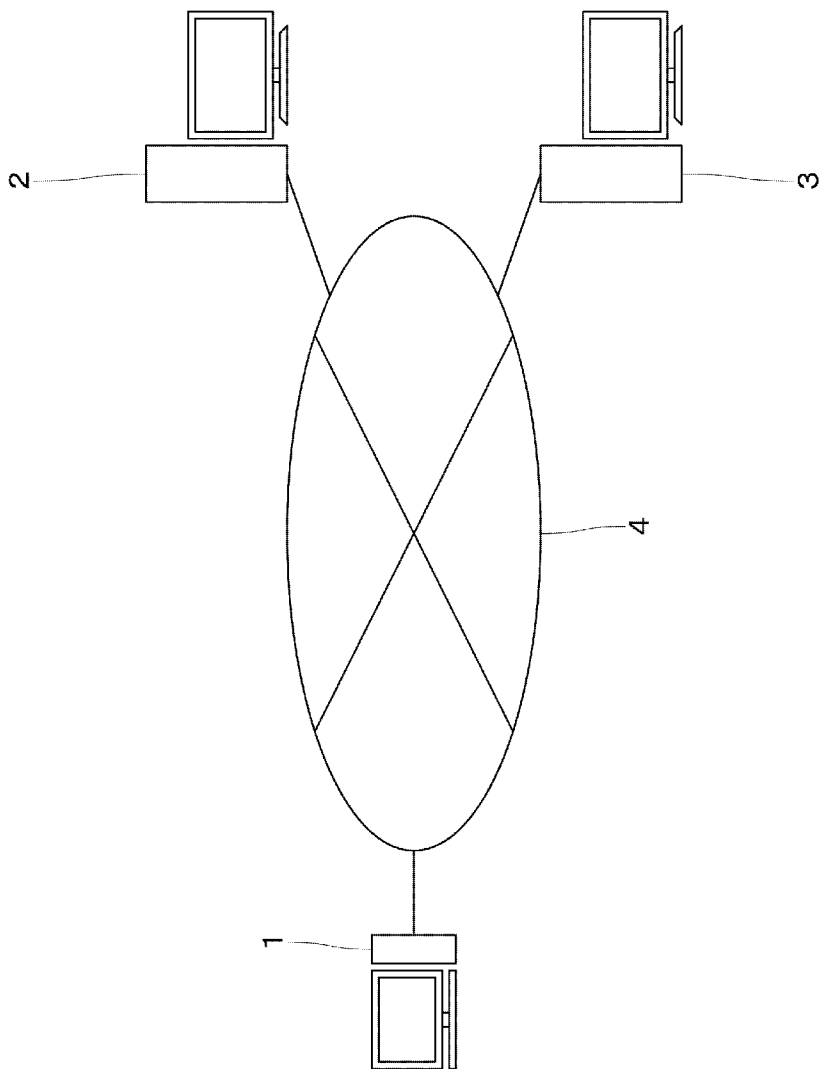
[請求項2]

第1の提供者の端末は、第2の提供者の端末からの要求に応じて利用者の個人情報を通知することを特徴とする請求項1に記載のサービス提供システム。

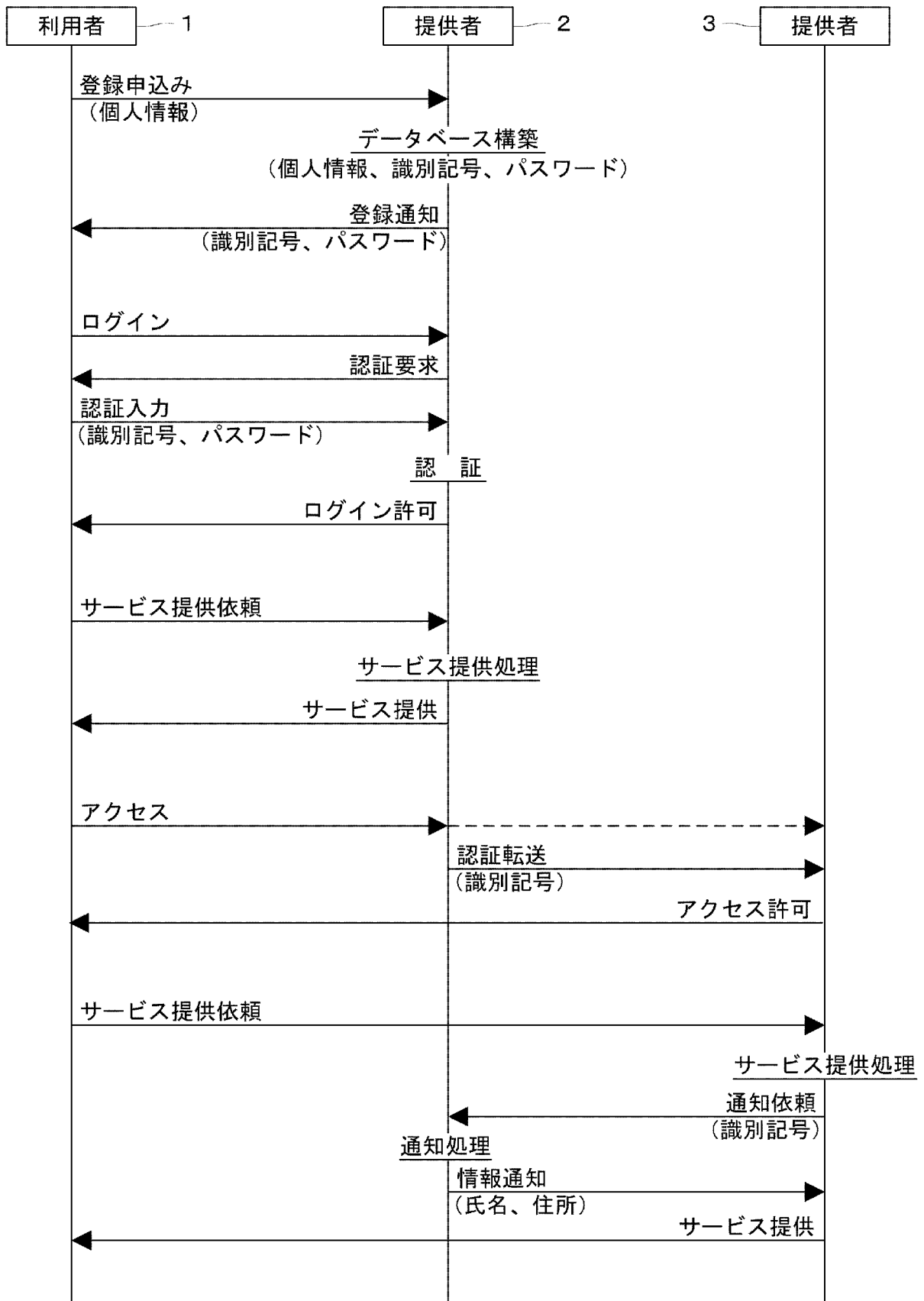
[請求項3]

第1の提供者の端末は、データベースから利用者の個人情報を入手してサービスの提供を行った後に、第2の提供者の端末に利用者の個人情報を通知することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のサービス提供システム。

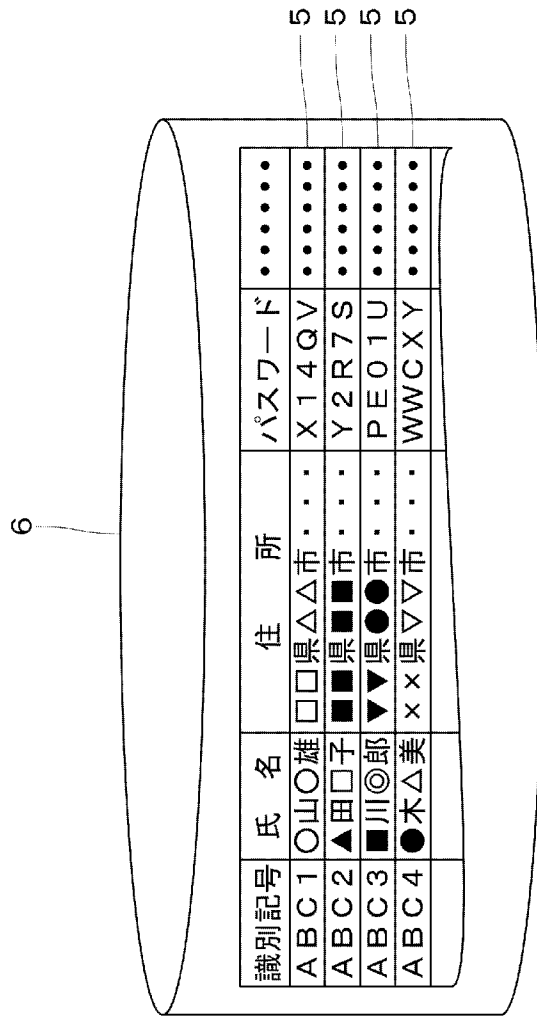
[図1]



[図2]



[図3]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2009/068234

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER <i>G06F21/20(2006.01) i, G06F21/24(2006.01) i, G06Q30/00(2006.01) i</i>												
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC												
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) <i>G06F21/20, G06F21/24, G06Q30/00</i>												
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched <table border="0"> <tr> <td>Jitsuyo Shinan Koho</td> <td>1922-1996</td> <td>Jitsuyo Shinan Toroku Koho</td> <td>1996-2009</td> </tr> <tr> <td>Kokai Jitsuyo Shinan Koho</td> <td>1971-2009</td> <td>Toroku Jitsuyo Shinan Koho</td> <td>1994-2009</td> </tr> </table>			Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2009	Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2009	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2009		
Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2009									
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2009	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2009									
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)												
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT												
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.										
Y	JP 2008-152596 A (Fuji Xerox Co., Ltd.), 03 July 2008 (03.07.2008), paragraphs [0022] to [0029], [0035], [0054] to [0059] & US 2008/0148376 A1	1-3										
Y	Akihiko KOSHIKAWA, Windows NT 4.0 Saigo no Fukushu Jokyu Technique no Denju, Windows NT PRESS no.10, 25 December 1999 (25.12.1999), pages 168 to 175	1-3										
Y	Akio TAKAHASHI, NT Kanrisha no tameno Domain Tettei Kanri Master, BackOffice MAGAZINE, vol.2, no.9, 01 September 1998 (01.09.1998), pages 137 to 146	1-3										
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.												
* Special categories of cited documents: <table border="0"> <tr> <td>“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</td> <td>“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</td> </tr> <tr> <td>“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date</td> <td>“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</td> </tr> <tr> <td>“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</td> <td>“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</td> </tr> <tr> <td>“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</td> <td>“&” document member of the same patent family</td> </tr> <tr> <td>“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</td> <td></td> </tr> </table>			“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention	“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date	“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone	“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art	“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	“&” document member of the same patent family	“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	
“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention											
“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date	“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone											
“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art											
“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	“&” document member of the same patent family											
“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed												
Date of the actual completion of the international search 04 December, 2009 (04.12.09)		Date of mailing of the international search report 15 December, 2009 (15.12.09)										
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer										
Facsimile No.		Telephone No.										

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2009/068234

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2004-326442 A (NEC Corp.), 18 November 2004 (18.11.2004), paragraphs [0040], [0041] (Family: none)	1-3
Y	JP 2001-306519 A (NTT Communications Corp.), 02 November 2001 (02.11.2001), paragraph [0047] (Family: none)	1-3
Y	JP 2008-46733 A (NEC Corp.), 28 February 2008 (28.02.2008), paragraph [0029] (Family: none)	1-3

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. G06F21/20(2006.01)i, G06F21/24(2006.01)i, G06Q30/00(2006.01)i		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. G06F21/20, G06F21/24, G06Q30/00		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2009年 日本国実用新案登録公報 1996-2009年 日本国登録実用新案公報 1994-2009年		
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2008-152596 A (富士ゼロックス株式会社) 2008.07.03, 【0022】 - 【0029】、【0035】、【0054】 - 【0059】 段落 & US 2008/0148376 A1	1-3
Y	越川 彰彦, Windows NT 4.0最後の復習 上級テクニクの伝授, Windows NT PRESS No. 10, 1999.12.25, p.168-175	1-3
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」 同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日 04.12.2009	国際調査報告の発送日 15.12.2009	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 高橋 克 電話番号 03-3581-1101 内線 3546	5 S 4681

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	高橋 顕雄, NT管理者のためのドメイン徹底管理マスター, B a c k O f f i c e M A G A Z I N E 第2巻 第9号, 1998.9.1, p.137-146	1-3
Y	JP 2004-326442 A (日本電気株式会社) 2004.11.18, 【0040】、【0041】段落 (ファミリーなし)	1-3
Y	JP 2001-306519 A (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) 2001.11.02, 【0047】段落 (ファミリーなし)	1-3
Y	JP 2008-46733 A (日本電気株式会社) 2008.02.28, 【0029】段落 (ファミリーなし)	1-3